

平成31年4月19日

土木部 監理課
建設業振興グループ
担当：中
内線：5020
外線：076-225-1712

建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止命令について

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社徳田管工	代表者氏名	徳田 淳子
主たる営業所の所在地	石川県加賀市小塩辻町㊦59		
許可番号	石川県知事 (般-29)第7705号	許可を受けている建設業の種類	土、管、水

2 処分に関する事項

処分年月日	平成31年4月19日	処分を行った者	石川県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(第1項第3号該当)		
処分の内容(営業の停止)			
1 停止を命ずる営業の範囲 全国における建設業に係る営業の全て			
2 期間 平成31年5月4日から平成31年5月10日までの7日間			
処分の原因となった事実	廃棄物処理法違反		
<p>有限会社徳田管工は、平成29年7月下旬頃から同年12月頃までの間、他人名義の土地において、産業廃棄物であるがれき等を埋め立てた。</p> <p>以上のことが廃棄物処理法に違反したとして、同社とその元代表取締役は平成30年10月26日に起訴され、平成31年3月12日に金沢地方裁判所において、同社に対し罰金200万円、同社の元代表取締役に対し懲役2年(執行猶予3年)及び罰金50万円の判決を言い渡され、いずれもその刑が確定している。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。</p>			